

仕 様 書

I 共通事項関係

1 一般的事項

- (1) 受注者は、本作業の実施に当たっては、対象地番以外の生立木を損傷することがないように特に留意すること。
- (2) 受注者は、従事者同士の連携を密にし、天候・地形・他の機械との距離などに細心の注意を払いながら作業すること。
- (3) 著しい降雨・積雪などで作業に支障を来すことが予想される場合は、監督員に連絡して、その指示に従うこと。
- (4) 周辺の車両通行・歩行などに支障を来さないよう安全運転に努めること。
- (5) 隣接道路の通行及び安全の確保のために適切な措置を講じること。
- (6) チェーンソーによる振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー取扱い作業指針について」（平成21年7月10日付け基発0710第1号）を確実に守ること。

2 土場の作設と維持修繕

- (1) 土場作設に当たっては、隣接する試験林内植栽木及び私有地等に支障のないように作設し、作業の障害となる根株・土石などを除去し、運搬の利便を考慮して作設すること。
- (2) 搬出終了後、管理道及び隣接道路の復旧措置を講じること。

3 積込・搬出作業

- (1) 林外搬出のための積込み及び大型車両等の通行に当たっては、私有地、管理道及び圃場を損傷しないように注意すること。
- (2) 搬出後、車両通行・歩行などに支障がないよう路面・路肩などを整正し、路上の通行障害物は完全に除去すること。
- (3) 運搬中の荷崩れ及び落下を防ぐための必要な措置を講じること。

II 伐倒作業関係

1 伐木造材作業

- (1) 別紙事業内訳書に示した伐区内の立木を伐倒すること。
- (2) 伐倒方向は立木の成立状態、隣接木の状況、かかり木、周囲の地形、地物の状況、工作物の保護等を勘案し、最も安全な方向を選定すること。
- (3) 立木の伐倒に際しては、退避する場所をあらかじめ選定すること。また、受口を十分に作ること。
- (4) 造材は、搬出が効率よく実施できるように配慮し、材は土場に集積すること。
- (5) 造材により生じた枝条等については、搬出が効率よく実施できるように配慮し、土場に集積すること。
- (6) 作業終了後は隣接道路や隣接地番等に散乱した枝条を回収し、前項と同様に集積すること。

2 集材作業

- (1) 枝条の集積や積雪などによる集材漏れが生じないように、現場をよく確認すること。
- (2) 作業に当たっては、傾斜地など材の滑落が予想される箇所では、転落防止のための処置を講じること。

3 搬出・処分作業

- (1) 集積した材及び枝条等は林外へ搬出すること。
- (2) 集積した材及び枝条等の処分に当たっては、適切に処分することとし、産業廃棄物処分した場合は産業廃棄物管理票（マニフェストA票及びD票）を提出すること。

(3) 産業廃棄物処分以外で処分した場合は、任意様式により報告すること。

III 除根作業関係

1 除根作業

- (1) 別紙事業内訳書に示した区画内の切り株を掘り取ること。
- (2) 掘り取った切り株は搬出が効率よく実施できるように土場に集積すること。
- (3) 掘り取り後の穴は、段差がなくなるよう周囲を崩して埋め戻し、なだらかにすること。
- (4) 除根及び枝条の集積漏れが生じないように、現場をよく確認すること。

2 搬出・処分作業

- (1) 抜根は林外へ搬出すること。
- (2) 抜根に過度の土壌を付着させないようにし、作業区域外へ土壌を極力持ち出さないこと。
- (3) 抜根の処分に当たっては、適切に処分することとし、産業廃棄物処分した場合は産業廃棄物管理票（マニフェスト A 票及び D 票）を提出すること。
- (4) 産業廃棄物処分以外で処分した場合は、任意様式により報告すること。

IV 整地作業関係

- (1) 該当地番における整地の施工については、転石等を除去し、不陸のないよう地ならしをすること。
- (2) 特に、除根作業を行った箇所については、植栽が可能となるよう十分な地ならしを行うこと。
- (3) 地ならし後、植栽時に支障となる大きな石や根株等がある場合、極力取り除くようにすること。
- (4) 石は一箇所に集め、林木育種センター担当職員の指示に従うこと。
- (5) 根株等のゴミは、適切に処分すること。

VI 作業履行期限

作業の履行期限は、令和3年1月29日までとする。

VII その他

- (1) 受注者は、契約締結後に作業工程表を林木育種センター担当職員に提出すること。
- (2) 受注者は、事業完了後に完了報告書を林木育種センター担当職員に提出するとともに、工種毎に撮影した施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
- (3) 本事業完了後、林木育種センター担当職員の検査を受けること。
- (4) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、林木育種センター担当職員と協議のうえ決定すること。

以上

(別紙)

事業内訳書

(1) 事業名: 長野増殖保存園41は3地番外整地(伐倒、除根、搬出)作業

(2) 事業場所:

長野県北佐久郡御代田町大字塩野字浅間山375

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター 長野増殖保存園 41地番

(3) 事業内容:

番号	作業区分	地番	面積	事業量				
				樹種	本数 (枯損含む)	材積 (枝条・根株含む)	平均胸高直径	平均樹高
1	伐倒、除根、搬出、整地作業	41は3 41は1	7,297 m ²	カラマツ外	395 本	383.39 m ³	29cm	17m

(4) 作業期間

令和3年1月29日までとする。

(5) 作業位置図

